

『「定額減税」しきれないと見込まれた方』 等への追加の給付金 （「調整給付金（不足額給付）」）について

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）において、給付額に不足が生じた方等に対し、給付金を支給します。対象者は令和7年度個人住民税が愛西市で課税される方で、次の対象者Ⅰまたは対象者Ⅱのどちらかに該当する方です。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。



対象者Ⅰ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において定額減税しきれない額が生じた方
例)令和5年所得に比べ令和6年所得が減少した方
令和6年中に子どもの出生などにより、扶養親族が増加した方



支給額

当初調整給付との間で生じた差額を支給します。
対象の方にはお知らせを送付します。原則、申請などの手続きは不要です。
※当初調整給付の対象ではなかった方には、確認書を送付します。

対象者Ⅱ

次の要件をすべて満たす方

- ア 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの方
- イ 税制度上、扶養親族から外れてしまう方
- ウ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方
例) 青色事業専従者、事業専従者（白色）
合計所得金額48万円超の方

支給額

1人あたり原則、4万円（定額）を支給します。
原則、申請が必要です。一部、対象の方には確認書を送付します。

確認書が届いた方へ

【返送期限】10月31日（金）必着
必要事項の記入および必要書類の貼付のうえ、
ご返送ください。



詳細については、確認書などに同封されたチラシまたは順次、市ホームページに掲載します。

☎ 愛西市給付金窓口 ☎ (55)7100